

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の
充実を求める意見書

新潟県では、高校生の約2割は私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額及び加算支給対象世帯の拡大が行われた。これに新潟県独自の私立高校生に対する学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減された。しかし、国・県の学費軽減の支援を受けた後も新潟県平均の初年度納付金負担が約19万～45万円(年額)残る。公立との学費格差を是正していくためには、県独自の学費軽減制度のさらなる拡充によって、学費負担の一層の軽減をはかることが求められる。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、とりわけ教育条件において公立との格差が生じている。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状である。専任教員の増員など教育条件の向上をはかるには、経常経費に対する助成の一層の増額が不可欠である。

新潟県におかれては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

新潟県村上市議会

提出先

新潟県知事 米山 隆一 殿